

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人尚徳福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月16日及び同月17日 令和6年2月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・利益相反取引に当たる契約について、理事会決議を受けていないものが見受けられたので、契約の適否について理事会の承認を受けること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善 状況報告
<p>1 以下の契約について、次の不備があった。</p> <p>(1) 理事長又は理事が代表を務める診療所との嘱託医業務委託契約</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 当該契約が、法人と理事長又は理事との間で利益相反取引になるにもかかわらず、理事会の事前承認を受けていなかった。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 契約締結に係る稟議書が確認できず、契約方法の決定理由や価格によらない随意契約を行う理由、契約金額の積算根拠等が不明であった。</p> <p>(2) 理事長が代表を務める関連会社と業務委託契約（ホームページ作成・保守、英語授業）</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 当該契約が、法人と理事長との間で利益相反取引になるにもかかわらず、理事会の事前承認を受けていなかった。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ (1) イに同じ。</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 英語授業に係る契約期間について、平成21年8月から毎年自動更新されてるが、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めていたことが確認できなかった。</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 英語授業に係る業務委託料は、相手方の委託業務の遂行の対価として月単位で支払うこととしているが、相手方の委託業務の遂行が確認できない月についても業務委託料を支払っているとのことであった。</p> <p>(3) 理事長が代表を務める関連会社との建物賃貸借契約（法人事務所用の建物の1階（99.73 m²）及び2階（75.8225 m²）がそれぞれ別契約）（賃貸建物1階の使用目的を保育施設から事務所へ変更するための契約（令和4年7月）を含む。）</p>	

文書指摘事項	是正・改善 状況報告				
<p>ア (2) アに同じ。</p> <p>(4) 理事長が代表を務める診療所及び代表を務める関連会社からの職員の出向契約</p> <p>ア (2) アに同じ。</p> <p>イ 関連会社から出向職員を受け入れている合理的な理由が確認できなかった。</p> <p>ついては、利益相反取引になる契約については、契約につき重要な事実を開示し、契約の必要性及び妥当性、価格の妥当性、これまでの支出の妥当性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても検討した上で、当該利益相反取引の適否について理事会の承認を受けること。</p> <p>また、承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないので留意すること。</p> <p>なお、利益相反取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告すること。</p> <p>契約締結に係る稟議書については、すべからく作成し、契約目的、契約の方法（競争入札又は随意契約）の決定や契約相手方の決定理由、予定価格の積算根拠などを明らかにするのが望ましい。</p> <p>なお、価格によらない随意契約を行う場合にあっては、随意契約をする理由を稟議等で具体的に明らかにすることが望ましい。</p> <p>(記載例 ○○○のため、経理規程第○条第○項第○号に該当することから、随意契約することとしたい。)</p> <p>契約期間の自動更新等により継続的な取引を行う場合は、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な価格の維持に努めること。</p> <p style="text-align: right;">(第 45 条の 14 第 5 項)</p> <p style="text-align: center;">(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条)、(法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 92 条第 2 項)</p> <p style="text-align: right;">(入札契約通知 1 (3)、(4)) (経理規程第 74 条)</p>					
<p>2 認定こども園世田谷ベアーズ拠点区分の事業活動計算書に計上された国庫補助金等特別積立金取崩額が基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書に計上された取崩額と一致していなかった。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・ 事業活動計算書</td> <td style="text-align: right;">34,913,287 円</td> </tr> <tr> <td>・ 基本財産及びその他の固定資産 （有形・無形固定資産）の明細書</td> <td style="text-align: right;">23,289,587 円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(運用上の取り扱い 9)</p>	・ 事業活動計算書	34,913,287 円	・ 基本財産及びその他の固定資産 （有形・無形固定資産）の明細書	23,289,587 円	
・ 事業活動計算書	34,913,287 円				
・ 基本財産及びその他の固定資産 （有形・無形固定資産）の明細書	23,289,587 円				
<p>3 法人単位事業活動計算書の国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）（-9,503,737 円）と国庫補助金等特別積立金明細</p>					

文書指摘事項	是正・改善 状況報告
<p>書の特別費用の控除項目として計上する取崩額（9,554,417円）が一致していなかった。また、馬橋保育園拠点区分及び井萩保育園拠点区分事業活動計算書に国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）が計上されていない。</p> <p>（未記載額） 馬橋保育園拠点区分 25,162円 井萩保育園拠点区分 25,518円</p> <p>については、不一致の原因を明らかにして報告するとともに、計算書類に誤りがあることにより過年度修正の必要があれば修正すること。</p> <p>また、計算書類の附属明細書の作成にあたっては、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: right;">（運用上の取扱い9）</p>	
<p>4 計算書類に対する注記について、以下の誤りがあった。</p> <p>（1）法人全体用の注記項目「7.基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し」に記載された保育園川崎ベアーズ拠点区分の国庫補助金等特別積立金取崩額（58,721円）について、当該拠点区分に係る拠点区分事業活動計算書計上額及び拠点区分用の注記（58,724円）と一致していなかった。</p> <p>（2）認定こども園ベアーズ拠点区分用の注記項目「5.基本財産の増減の内容及び金額」について、建物の前期末残高（59,955,337円）及び当期末残高（55,735,511円）が当該拠点区分貸借対照表の基本財産の建物の前年度末（59,955,377円）及び当年度末（55,735,551円）と一致していなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記は、計算書類との整合性を図ること。</p> <p style="text-align: right;">（会計省令第29条）（運用上の留意事項24）</p>	
<p>5 介護老人保健施設アイアイ拠点区分における独立行政法人福祉医療機構から借り入れた設備資金借入金について、返済額の一部を前払金として計上していたため、借入金明細書の差引期末残高109,166,000円が貸付金残高証明書の貸付元本残高104,800,000円より4,366,000円多くなっていた。（当期末支払資金残高が4,366,000円過大に計上されていた。）</p> <p>については、当該資金の過大計上に係る修正仕訳による会計処理を行うこと。</p> <p>なお、過年度の資金残高の修正を行ったことが分かるよう、その旨を資金収支等の状態を明らかにするため必要な事項として計上することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（経理規程第60条）</p>	

文書指摘事項	是正・改善 状況報告
<p>6 仲町保育園拠点区分において、独立行政法人福祉医療機構から借りた運営資金借入金（60,000,000 円）の返済の一部に充てるため、保育所施設・整備積立資産（20,000,000 円）を取り崩していた。</p> <p>また、松が丘保育園拠点区分においても、独立行政法人福祉医療機構から借りた運営資金借入金（60,000,000 円）の返済の一部に充てるため、人件費積立資産（25,000,000 円）を取り崩していたが、いずれの取崩についても理事会の事前承認を確認できなかった。</p> <p>については、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に理事会において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合に使用できるものであるため、当該目的外使用について理事会の承認を得ること。</p> <p style="text-align: right;">（保育経理等通知 1（6））</p>	
<p>7 一部の認定こども園において人件費の運用等に係る労働法令上の不適切事例が見受けられ、保育経理等通知 1（1）に定められた要件が満たされているか疑義があったにもかかわらず、保育所施設監査担当官庁への事前協議等を行っていなかった。</p> <p>また、事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書によれば、保育園拠点から前期末支払資金残高を財源とした繰入が行われていたが、あらかじめ理事会の承認を得たのか確認できなかった。</p> <p>前期末支払資金残高は、保育経理等通知 1（1）のほか同通知 1（5）までの要件を満たす場合において、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において法人本部や他の補助事業の運営経費等に繰入（充当）することができるものである。</p> <p>については、当該繰入の適否及び必要な処理について保育施設監査担当官庁の確認を取ること。</p> <p>なお、貴法人が経営する全ての施設において労働法令上適正な運用が行われていたか点検を行うとのことだが、その結果について報告すること。</p> <p style="text-align: right;">（保育経理等通知）（監査実施要綱 7（3））</p>	
<p>8 公印を押印するときは、公印を押捺すべき文書に証拠書類及び公印使用簿を添えて、管理者に提示し、その承認を受けなければならないが、坂戸保育園改築工事仮契約書及び監査契約書について、公印使用簿に記載がなく、適正に管理者の承認を受けたことが確認できなかった。</p> <p>については、公印を使用するときは規程に従い、漏れなく公印使用簿により管理者の承認を受け、厳格に公印を管理すること。</p> <p style="text-align: right;">（徹底通知 5（6）エ）（公印管理規程第 7 条第 1 項）</p>	